

設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例

逐条解説

企画課

前文

地球温暖化は、砂漠化の進行や海面水位の上昇にとどまらず、農業生産や水資源、生態系へ深刻な影響を及ぼすおそれがあると考えられており、その対策は喫緊の課題となっている。

また、東日本大震災とこれに起因する原子力発電所の事故により、エネルギー政策の抜本的な転換も不可避となっている。

このような中、化石燃料をはじめとする既存資源の省エネルギー化に向けた取り組みや、環境にやさしい再生可能なエネルギーの活用が今求められている。

設楽町は、面積の約 90 パーセントを森林が占め、東三河地域の重要な水源地域であり、豊かな自然環境に恵まれている。

身近にある自然環境は、町の財産であるとともに人類が共有する財産でもあり、古来守り育てられてきたこれら自然資源を活かしたエネルギーの効率的な活用に積極的に取り組むとともに、省エネルギーのまちづくりを推進し、将来にわたって持続可能な循環型社会のシステムを構築するため、ここに設楽町省エネルギー及び再生可能エネルギー基本条例を制定するものである。

【 解説 】

脱温暖化・気候変動対策として、省エネルギー社会の構築とともに導入が進められている再生可能エネルギーは、東日本大震災以後、安全・安心なエネルギーとして、その利用が加速されようとしている。再生可能エネルギーは、以下の各号に示す多面的価値を有する。

自然環境に根ざしており枯渇せず、持続可能な社会の形成に貢献する。

各地に遍在しており、地域の地理、歴史、文化に結びついている。

自給を進めることにより、地域経済・国民経済を強化する。

互恵的な地域間連携が可能であり、地域間の公平な関係を創出する。

災害時における地域の防災能力を高める。

地域からの地球温暖化対策に寄与する。

今、大切なことは、設楽町の各地域における省エネルギーの推進と創富力（富を生み出す力）向上につながる再生可能エネルギーの活用である。

このような背景のもと、本条例では、住民の意思を尊重した上で、地域に根ざした省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用のための理念、原則及び基本的条件を定めるものである。

（目的）

第1条 この条例は、省エネルギーの町づくりの推進及び地域における再生可能エネルギーの活用について、設楽町（以下「町」という。）設楽町の区域内において事業者を営む者（以下「事業者」という。）設楽町の区域内で再生可能エネルギーを活用する事業を営む者又はこれから営もうとする者（以下「再生可能エネルギー事業者」という。）及び設楽町民（以下「町民」という。）の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギーは地域固有の資源であり、地域が優先的に活用できる権利を有するという認識のもと、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給にかかる環境への負荷の低減を図り、地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、もって地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とする。

【 解説 】

この条例は、再生可能エネルギーが有する多面的価値を認識し、地域固有の資源は地域が優先的に利用できる権利を有するという認識のもと、省エネルギー推進と再生可能エネルギー活用のための理念と原則、自治体、住民、事業者などの

責務を定めることによって、設楽町において、地域の地理、歴史、文化に立脚し、地域に根ざした再生可能エネルギーの活用を積極的に推進し、それによって持続可能で豊かな地域社会を形成することを目的としている。

(定義)

第 2 条 この条例において「再生可能エネルギー」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 太陽光、太陽熱、風力及び水力を利用して得られる電気(水力を利用するものについては、出力が 1,000 キロワット以下であるものに限る。)
- (2) 太陽熱及び地熱
- (3) バイオマス(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成 9 年政令第 208 号)第 1 条第 2 号に規定するバイオマスをいう。)を利用して得られる燃料、熱又は電気
- (4) その他自然エネルギー資源を活用して得られるエネルギー

【 解説 】

この条例における用語を定義している。

「再生可能エネルギー」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年 7 月 8 日法律第 72 号)において、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの。」として想定されている太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス、地熱その他の自然エネルギーを指している。

水力発電については、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成 9 年政令第 208 号)第 1 条第 9 号において、新エネルギー(非化石化エネルギー)導入の定義として次のように規定されている。

- (9) 水力を発電(かんがい、利水、砂防その他の発電以外の用途に供される工

作物に設置される出力が千キロワット以下である発電設備を利用する発電に限る。)に利用すること。

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年政令第208号)

第1条第2号に規定するバイオマスとは、「動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの。」をいう。

再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギーである。

(基本理念)

第3条 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの活用に関する基本理念は次のとおりとする。

- (1) 町、事業者、再生可能エネルギー事業者及び町民は、それぞれの責任及び役割を十分自覚し、省エネルギーに関する意識の向上を図り、相互の連携協力の下に再生可能エネルギーの積極的な活用に取り組むものとする。
- (2) 再生可能エネルギーは、経済性及び採算性に配慮しつつも、地域に根ざした資源であることや、地域がその利活用の主体であるとの認識のもと、地域の発展に資するように活用するものとする。
- (3) 再生可能エネルギーの活用にあたっては、地域内での公平性及び関係者への影響に十分配慮するとともに、地域ごとの自然条件に合わせた持続性のある活用に取り組むものとする。

【 解説 】

省エネルギーの推進は、エネルギーの使用の節約及び効率化について町、事業者、再生可能エネルギー事業者及び住民が相互協力により意識の向上を図ること

が大切である。

再生可能エネルギーは、地域固有の資源であることから、地域（町民・町内事業者）がその利活用の主役であるべきである。本条例においては、地域が再生可能エネルギーを優先的に利用する権利を有するものであると受け止め、これを保障することとした。

再生可能エネルギー事業を展開する際は、地域住民に事業の規模や環境等への影響などを説明し、理解を得ることなどにより、相互協力など信頼関係を築いていくことが大切である。

また、事業から生ずる利益を地域に還元できる仕組みを作ってもらうなど、「地域経済に配慮した取り組み」であることも必要である。

大規模な再生可能エネルギー事業を展開する際には、事業に対する専門的知識（技術力）を有することはもちろん事業の運営能力が求められる。さらには、施設の緊急修繕に対応できる体制、資本力など地域における社会的信頼性が必要である。

「持続性のある活用」とは、例えば木材を使ったバイオマス事業を展開する際に、森林の持続可能性（森林を形成できなくなるほど大掛かりなエネルギー使用や、本来、土壌の養分となるべき枝葉の部分まで持ち出したりしない）を大前提とした取り組みと行うことをいう。

「地域内での公平性」については、再生可能エネルギーは地域全体の資源である以上、同じ地域で再生可能エネルギー事業を展開しようとしている者がいる場合には、大きな資本力を持つ企業が、その恩恵を全て享受するのではなく、地域全体にまんべんなくその恩恵が行き渡るよう公平性をもって使用していくことが必要である。

「関係者への影響」とは、例えば風力を利用した再生可能エネルギー事業を施行しようとした場合、低周波の発生等による近隣住民の健康への影響、工事に

よる自然環境への影響などをいう。

(町の役割)

第4条 町は、地域社会が持続的に発展するように、前条の基本理念に沿って積極的に人材を育成するとともに、省エネルギーの町づくりの推進及び再生可能エネルギーの活用に向けた支援等の必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、省エネルギーの町づくりの推進及び再生可能エネルギーの活用について、町民及び事業者の理解を深めるため、省エネルギー及び再生可能エネルギーに関する学習の推進及び普及啓発について必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、公共施設等における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの積極的な活用に努めるものとする。

【 解説 】

町は、基本理念を実現するため、積極的に人材や組織等を育成し、地域が主体となった再生可能エネルギーを活用する取組みを支援していく。支援等とは、財政的な支援だけでなく、再生可能エネルギーの活用においても必要となる制度等の構築や、研修等の支援を行う。具体的には、

大学等との連携による再生可能エネルギー活用の必要性などの研修や講座の開催

民間（電気事業関連企業等）活力を利用した再生可能エネルギー普及方策の構築

などを言う。

また、人材の育成については、例えば国等が主宰する再生可能エネルギープランナー養成講座等に町職員、町民、NPO関係者等から希望者を募り、派遣するような仕組みを構築するなどして、将来に向けた地域の体制作りを図る。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーを優先して利用するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力するものとする。

【 解説 】

事業者は、事業活動において、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入に努めるものとしている。また、町が実施する環境配慮等の施策に協力するものとしている。

(再生可能エネルギー事業者)

第6条 再生可能エネルギー事業者は、再生可能エネルギーの活用に関し、第3条の基本理念に沿って効率的なエネルギーの供給に努めるとともに、町が実施する再生可能エネルギーの活用の推進に関する施策その他の活動に協力するものとする。

2 再生可能エネルギー事業者は、地域が有する資源及び環境の役割に配慮しつつ、その活用に努めるものとする。

【 解説 】

再生可能エネルギーを活用する事業者は、地域に存在する再生可能エネルギーは地域の資源であることを認識し、基本理念に沿って地域の発展に資するよう効率よくエネルギーを生産し、無駄なく活用に努めなければならない。特に地域が有する資源と環境の役割については、十分に配慮が必要である。

また、地域への受益の還元配慮するなど、町と互いに協力し、再生可能エネ

ルギー資源の豊かさを地域の経済的豊かさに転換していく道をつくっていくことが大切である。

(町民の役割)

第7条 町民は、省エネルギー及び再生可能エネルギーについての知識の習得に努め、日常生活において省エネルギーに努めるとともに、再生可能エネルギーを優先して利用するよう配慮するものとする。

【 解説 】

町民は、省エネルギーや再生可能エネルギーについての知識を深め、その推進や優先的な利用に配慮するものとしている。

(関係機関との連携等)

第8条 町は、再生可能エネルギーの活用に関しては、国、他の地方公共団体、大学、研究機関、町民、事業者及び民間非営利活動法人その他の関係機関と連携を図るとともに、相互の協力が増進されるよう努めるものとする。

【 解説 】

町は、再生可能エネルギーの活用に関し、様々な団体等と連携を図り、相互の協力が図れるよう努めるものと定めている。

具体的には、屋根貸しによる太陽光発電設置事業やメガソーラー発電事業などの導入について、相互連携により取り組んでいく必要があると考えている。

(その他)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

【 解説 】

条例の施行に関し、必要事項があれば別に定めるものとしている。

例えば、この条例の理念を具現化するような、メガソーラー発電事業の創設、民間で起業する再生可能エネルギー活用事業への補助などに関する規定等については、必要の都度定めるものとしている。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【 解説 】

この条例の施行期日を定めるもので、公布された日からの施行としている。